

鴨川市行政改革大綱
実行評価

5か年評価

平成18年度～平成22年度

平成23年8月
鴨川市

も く じ

第1	総括	1
1	鴨川市行政改革大綱実行評価について	1
2	実行評価	2
(1)	評価結果	2
(2)	財政的効果	3
第2	改革項目実行評価	5
(1)	一覧表兼個表もくじ	5
(2)	個表	8
資料	1 鴨川市行政改革大綱実行評価実施要領	55
	2 鴨川市行政改革推進本部設置要綱	58
	3 鴨川市行政改革推進委員会設置要綱	59
	4 鴨川市行政改革推進委員会委員名簿	60
	5 行政改革に係る経過（評価関係）	61

第1 総括

1 鴨川市行政改革大綱実行評価について

本市においては、鴨川市行政改革大綱を平成18年3月に策定し、その実施期間である平成18年度から平成22年度までの5年間において40項目の行政改革に取り組んだ。

この期間における取組の成果については、毎年度、市長を本部長とする「鴨川市行政改革推進本部」において実行評価を行い、その後に、市民有識者等で構成する諮問機関「鴨川市行政改革推進委員会」における承認を経たのち、公表している。

本書は、各年度において実行評価を行ったそれぞれの取組の成果について集計したものである。

2 実行評価

(1) 評価結果

鴨川市行政改革大綱に掲げた 40 の改革項目について実行評価を行った結果、合計評価得点は、167 点となった。計画が完全に達成された場合の満点が 200 点であることから、5 年を終えた最終的な達成率は、83.5 パーセントとなった。

行政改革の得点 167 点

達成率 83.5%

年度別評価結果

年 度	得点 (点)	達成率 (%)
平成 18 年度	95	47.5
平成 19 年度	113	56.5
平成 20 年度	134	67.0
平成 21 年度	149	74.5
平成 22 年度 (最終)	167	83.5

評価結果内訳

評価得点	採点の目安*	項目数	得点 (点)	達成率 (%)
5	行政改革の最終目的を達成した状態	20	100	—
4	取組のすべてを終了した状態	14	56	—
3	取組のうち主要部分を終えた状態	2	6	—
2	市の取組方針等を定めた状態	1	2	—
1	未だ検討中の状態	3	3	—
0	未着手	0	0	—
合計		40	167/200 満点	83.5

*項目別の具体的な採点の目安についてはそれぞれの「個表」を参照

(2) 財政的効果

行政改革の実施により得られた効果については、主に、住民の利便性の向上など政策効果を期待して得られた成果と、歳出削減など財政的効果を期待して得られた成果に大別できる。

このうち、財政的効果を期待した項目の実施により得られた成果は、999,388,854円となった。

* 本書において「財政的効果」とは、歳出の減少及び歳入の増加をいう。

行政改革の財政的効果・・・999,388,854円

年度別財政的効果

年 度	財政的効果 (円)
平成 18 年度	419,336,861
平成 19 年度	241,925,765
平成 20 年度	107,972,569
平成 21 年度	110,245,134
平成 22 年度	119,908,525
合 計	999,388,854

財政的効果内訳

	取組項目	財政的効果 (円)	備 考
施策 1	1(1)①廃棄物の収集業務	▲39,283,955	* a
	1(1)②学校給食センター調理場の調理、配送業務	0	
	1(1)③その他の事務事業	8,174,690	* b
	1(2)①指定管理者制度の活用	205,588,662	* c 20,307,934
	1(3)②集会施設及び青年館の地域への移譲	927,633	
施策 2	1(1)①市税徴収率の向上	201,029,926	
	1(2)①使用料・手数料の定期的な見直し	51,772,030	
	1(2)②新たな使用料・手数料の検討	51,433,300	
	1(3)①未利用財産等の処分	43,469,517	
	1(3)②有料広告の掲載	6,010,000	
	2(1)①職員数の削減	449,212,424	☆
	2(1)②給与の適正化	95,893,454	* d
	2(2)①事務事業の見直し	▲122,075,000	* e
	2(3)①施設・設備等に係る費用の削減	▲249,686	
	2(3)②備品・消耗品等に係る経費の削減	2,332,863	
	2(3)③その他の費用の削減	6,451,913	
	2(5)①補助金等の見直し	166,691,000	
3(3)①第三セクターの検討	0		

施策3	(すべて政策効果を期待)	—	
計		999,388,854	

- 1 ▲は、歳出削減とならず経費等が増加したもの。
- 2 * a、b、dの額は人件費の増減額が主であり☆（職員数の削減）と重複すること、* eは当初予算の一般財源額の比較であるため、他のすべての項目における財政的效果と重複することから、* a b、d eの額は財政的效果の算定にあたり合計には加えず、また* cについては人件費を除いた額（20,307,934円）のみ加えることとした。

第2 改革項目実行評価

(1) 一覧表兼個表もくじ

改革項目（太字は重要項目）	評価 得点	財政的効果 (円)	備考	個表 ページ
施策1 効率的な行政運営のために				
1 民間活力導入の推進				
(1) 民間委託の推進				
① 廃棄物の収集業務	4	▲39,283,955		8
② 学校給食センター調理場の統合及び調理、 配送業務	1	0		9
③ その他の事務事業	4	8,174,690		10
(2) 指定管理者制度の活用				
① 指定管理者制度の活用	5	205,588,662		11
(3) 民営化の推進				
① 浄化槽清掃業務並びに浄化槽汚泥等の収集 運搬業務	5			12
② 集会施設及び青年館の地域への移譲	5	927,633		13
2 時代に即応した行政組織の構築				
(1) 効率的な行政組織の整備				
① 行政組織の見直し	4			14
② 職員の適正配置	4			15
(2) 施設の統廃合				
① 小学校の統合	5			16
② 中学校の統合	5			18
③ ごみ処理施設の統合	5			20
④ 学校給食センター調理場の統合	5			22
⑤ 市民ギャラリー機能の他施設への統合	2		*	23
(3) 幼保一元化の推進				
① 幼保一元化の試行等	4			24
(4) 附属機関等の見直し				
① 附属機関等の見直し	5			25
3 人材育成等の推進				
(1) 人材育成の推進				
① 人材育成に関する基本方針の実施	4			26
(2) 新たな人事評価システムの構築				
① 新たな人事評価システムの構築	3			27

※「市民ギャラリー機能の他施設への統合」については、平成19年度をもって取組中止

改革項目（太字は重要項目）	評価 得点	財政的 効果	備考	個表 ページ
施策2 安定した財政基盤の確立のために				
1 自主財源の確保				
(1) 市税収入の確保				
①市税徴収率の向上	5	201,029,926		28
(2) 受益者負担の適正化				
①使用料・手数料の定期的な見直し	5	51,772,030		29
②新たな使用料・手数料の検討	5	51,433,300		30
(3) 税外歳入の確保				
①未利用財産等の処分	5	43,469,517		32
②有料広告の掲載	5	6,010,000		33
2 歳出の節減合理化				
(1) 人件費の抑制				
①職員数の削減	5	449,212,424		34
②給与の適正化	4	95,893,454		35
(2) 事務事業の見直し				
①事務事業の見直し	4	▲122,075,000		36
(3) 内部管理的経費の削減				
①施設・設備等に係る費用の削減	4	▲249,686		38
②備品・消耗品等に係る経費の削減	5	2,332,863		39
③その他の費用の削減	4	6,451,913		40
(4) 公債費負担の抑制				
①公債費負担の抑制	5			42
(5) 補助金等の見直し				
①補助金等の見直し	4	166,691,000		43
3 公営企業等の改革				
(1) 水道事業の経営健全化				
①水道事業の経営健全化	5			44
(2) 病院事業の方向性の検討				
①病院事業の方向性の検討	5			45
(3) 第三セクターの検討				
①第三セクターの検討	1	0		46

改革項目（太字は重要項目）	評価 得点	財政的 効果	備考	個表 ページ
施策3 住民自治の一層の向上のために				
1 市民の利便性の向上				
（1）市政に関する情報提供の充実				
①バランスシート等の公表	4			47
②市議会中継システムの整備	5			48
③ホームページ及び広報紙の掲載内容等の充 実	5			49
（2）市税等の納付場所の拡大の検討				
① 市税等の納付場所の拡大の検討	1			50
（3）電子自治体の推進				
①電子自治体の推進	3			51
2 市民参加による市政の推進				
（1）パブリックコメント制度の導入				
① パブリックコメント制度の導入	4			53
（2）附属機関等の透明性の確保				
①附属機関等の委員の公募及び会議の公開の 推進	4			54

(2) 個表

施策1—1—(1)—①

施策1	効率的な行政運営のために					
1	民間活力導入の推進					
(1)	民間委託の推進					
①	廃棄物の収集業務					
実施事項	一般廃棄物のうち資源ごみ及び不燃ごみについて、現在一部で実施している民間委託の地域の拡大を図る。					
目標	民間委託の地域拡大を実施し、行政サービスの向上及び経費削減等を図る。					
実施予定	平成18年度 職員の定年退職に合わせ、民間委託を拡大 平成22年度 職員の定年退職に合わせ、民間委託を拡大 (平成28年度から市内全域で資源ごみ及び不燃ごみの民間委託収集実施)					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	*資源ごみ及び不燃ごみの収集に係る民間委託の実施状況					実施済みであった江見地区に加え、平成18年度から鴨川地区の一部及び長狭地区の一部を実施し、平成22年度から鴨川地区の一部区域拡大と長狭地区の全区域への拡大を実施した。
	江見地区の全部	→	→	→	→	
	鴨川地区の一部	→	→	→		
					鴨川地区の一部 (区域を拡大)	
	長狭地区の一部	→	→	→		
				長狭地区の全部		
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	535,057	4,384,138	945,208	▲14,630,007	▲30,518,351	▲39,283,955
	人件費及び収集業務委託料の合計額の平成17年度との比較					
評価得点	0	1	2	3	④	5
	未着手	区域、効率性の検討を実施した。	取組計画(方針)を策定した。	業者の選定を行った。	民間委託の地域の拡大が図られた。	サービス向上、経費削減が図られた。
補足説明	・平成21年度及び22年度の財政効果のマイナスについては、収集業務以外の要因(天津小湊清掃センター及び西江見焼却場との統合に伴うごみの増加及び焼却炉の24時間稼働に係る増員)による人件費の増加及び収集委託区域の拡大に伴う委託料の増加によるもの。					
担当部署	市民福祉部 環境課 清掃センター					

施策1—1—(1)—②

施策1	効率的な行政運営のために					
1	民間活力導入の推進					
(1)	民間委託の推進					
②	学校給食センター調理場の調理、配送業務					
実施事項	学校給食の調理及び配送業務の民間委託の可能性を検討し、委託を実施する。					
目標	施設統廃合後、調理及び運搬業務について委託を実施し、行政サービスの向上及び経費削減等を図る。					
実施予定	(平成19年度 調理場の統廃合) 平成20年度 調理場の稼働に伴い、民間委託を検討 平成22年度 調理及び運搬業務について民間委託を実施					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	近隣自治体の調査及び検証	→				民間委託を実施するための「鴨川市学校給食センター調理及び配送業務の民間委託に関する基本方針」案を作成し、この検証を実施した。
		学校給食センター運営委員会において民間委託の方向性を確認				
			「鴨川市学校給食センター調理及び配送業務の民間委託に関する基本方針」案を作成	→		
			「鴨川市学校給食センター調理及び配送業務の民間委託に関する基本方針」案を検証	→		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	0	0	0	0	0	0
評価得点	0	①	2	3	4	5
	未着手	委託の可能性を検討した。	取組計画(方針)を策定した。	業者の選定を行った。	民間委託を開始した。	サービス向上、経費削減が図られた。
補足説明	・「鴨川市学校給食センター調理及び配送業務の民間委託に関する基本方針」案について、民間委託をする際の業務内容の精査、費用負担の検討、現体制と民間委託を導入した場合の経費比較の検討を行い、民間委託移行時期の見極めを今後引き続き行うこととした。					
担当部署	教育委員会 学校教育課 学校給食センター					

施策1—1—(1)—③

施策1	効率的な行政運営のために					
1	民間活力導入の推進					
(1)	民間委託の推進					
③	その他の事務事業					
実施事項	業務委託に関するガイドラインを策定し、委託することにより効果的・効率的な運用が可能となる事務事業の委託化を推進する。					
目標	委託が可能な市の事務事業について委託を推進し、行政サービスの向上及び経費削減等を図る。					
実施予定	平成18年度 ガイドライン（基本方針）及び実施計画の策定 各年度 委託の推進					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	「鴨川市民間委託推進基本方針」を策定					平成18年度に「鴨川市民間委託推進基本方針」及びこの実施計画である「民間委託実施計画」を策定し、民間活力導入に係る検討を行った結果、平成21年度から市役所案内、受付業務について、臨時職員化を実施した。平成22年度から浄化槽汚泥収集について許可制を実施し、また同年度に人事給与パッケージシステムの導入を実施した。
	「民間委託実施計画」を策定					
	民間活力導入に係る検討	→	→	→	→	
		国が民間委託を推奨する事業の内10項目について詳細な調査及び検討				
				市役所案内、受付業務について、臨時職員化を実施		
					浄化槽汚泥収集について許可制を実施	
				人事給与パッケージシステムの導入		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	0	0	0	4,121,700	4,052,990	8,174,690
	案内・受付業務に従事した職員1人分の平成20年度の人件費と臨時職員人件費との比較					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	ガイドラインを制定した。	事務事業を選定した。	各課の意向を調査し委託化を推進した。	可能な事業について委託を開始した。	サービス向上、経費削減が図られた。
補足説明	・鴨川市民間委託推進基本方針に基づき、引き続き、民間活力の導入や直営以外の実施方法について検討していくこととした。					
担当部署	総務部 総務課					

施策1—1—(2)—①

施策1	効率的な行政運営のために					
1	民間活力導入の推進					
(2)	指定管理者制度の活用					
①	指定管理者制度の活用					
実施事項	直営で管理している施設の制度導入を検討し、可能なものから移行する。					
目標	すべての直営施設について、指定管理者制度導入の検討を進め、可能なものについて指定管理者制度を導入する。					
実施予定	各年度 指定手続が整ったものから順次、管理を移行					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	「指定管理者制度導入に関するガイドライン」を「指定管理者制度の導入と活用の促進に関するガイドライン」に改定					すべての直営施設について、指定管理者制度導入の検討を行い、指定手続が整ったものから順次、管理を移行した。
	未導入の施設に係る制度導入の推進					
	「公の施設の管理方針及び指定管理者制度導入方針」を策定					
	導入	27		2		
廃止			1		17	(公の施設の廃止)18
継続				3		3
合計	27	27	28	28	11	11
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	3,741,600	3,592,500	3,331,146	97,403,358	97,520,058	205,588,662
	(1) 指定管理者制度を導入した施設について導入前・後の経費の比較 (2) 民営化した施設について民営化前・後の経費の比較					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	ガイドラインの改定を検討した。	改定ガイドラインを制定した。	各課の意向を調査し制度導入を推進した。	制度導入可能な施設に制度を導入した。	施設の効果的・効率的な運営が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 総務課					

施策1—1—(3)—①

施策1	効率的な行政運営のために					
1	民間活力導入の推進					
(3)	民営化の推進					
①	浄化槽清掃業務並びに浄化槽汚泥等の収集運搬業務					
実施事項	許可制実施に必要な衛生センター処理施設の改修を行い、許可制を実施する。					
目標	施設を改修し受入態勢が整った後に、関係法令に基づく許可を受けた業者による清掃、収集運搬業務（許可制）を実施し、業務の効率化を図る。					
実施予定	平成18年度 改修工事計画 平成19年度 施設設計の計画 平成20年度 許可審査委員会を設置（許可条件等の検討） 平成21年度まで 施設の改修 平成22年度 許可を受けた業者による浄化槽清掃業務、浄化槽汚泥等の収集運搬業務の開始					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	「し尿処理施設改修工事計画」を策定					施設を改修し受入態勢を整備した後、関係法令に基づく許可を受けた業者による浄化槽の清掃、収集運搬業務（許可制）を実施し、業務の効率化を図った。（平成23年3月現在、8業者）
		「し尿処理施設改良工事実施計画」を策定				
			施設改良工事	→		
				「鴨川市浄化槽清掃・収集運搬業務の許可制度導入基本方針」を策定		
				鴨川市環境審議会（諮問及び答申）		
				例規整備		
				募集及び許可	→	
				許可業者の業務のフォローアップ		
財政的効果（円）	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	許可制を実施するための検討を行った。	検査を実施し、改修工事計画を策定した。	施設改修工事を実施した。	許可制を実施した。	業務の効率化が図られた。
補足説明	・今後、浄化槽汚泥以外にし尿の汲取り業務に係る民間活力の導入について、引き続き検討を行うこととした。					
担当部署	市民福祉部 環境課 衛生センター					

施策1—1—(3)—②

施策1	効率的な行政運営のために					
1	民間活力導入の推進					
(3)	民営化の推進					
②	集会施設及び青年館の地域への移譲					
実施事項	集会施設及び青年館を地域へ移譲する。					
目標	公の施設の在り方について検証を行い、市が管理運営する意義が薄れている施設等については民営化を推進する。					
実施予定	平成18～21年度 指定管理者との協定期間 平成22年度 地域団体への移譲 * 改修が必要な施設については改修を行う。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	資料収集					19施設のうち、16施設を移譲し、2施設を引き続き指定管理とし、1施設を廃止した。
	地元協議	→	→			
		方針検討	→			
				12施設を改修		
				16施設を無償譲渡することについて議会の議決		
				財産処分に係る手続き		
				譲渡契約		
				移譲		
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	0	0	0	0	927,633	927,633
	移譲前年度の維持管理費との比較					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	民営化について検討を行った。	取組計画(方針)を策定した。	民営化(廃止)に向けた協議を行った。	施設改修を行った。	地域への移譲を行った。
補足説明	<ul style="list-style-type: none"> ・四方木青年館については、四方木ふれあい館として改築後、地元町内会を指定管理者として指定し、当該町内会における管理とした。 ・芝町コミュニティセンターについては、JR駅舎との合築施設であることから、移譲は見送ることとし、JRとの契約期間の終期である平成29年3月31日まで、引き続き地元町内会を指定管理者として指定し、当該町内会における管理とした。 ・内浦青年館については、廃止した。 					
担当部署	天津小湊支所					

施策1—2—(1)—①

施策1	効率的な行政運営のために						
2	時代に即応した行政組織の構築						
(1)	効率的な行政組織の整備						
①	行政組織の見直し						
実施事項	新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、常に効率的・効果的に施策を展開できる組織・機構への見直しを図る。						
目標	組織・機構を見直し、時代に即応した効率的な行政組織を構築する。						
実施予定	組織改編を実施する。						
実施結果	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.7.1	H23.4.1	結果
部(相当)	8	8(0)	8(0)	7(▲1)	7(0)	5(▲2)	▲3
課	26	23(▲3)	24(1)	23(▲1)	24(1)	23(▲1)	▲3
室	5	7(2)	6(▲1)	6(0)	4(▲2)	3(▲1)	▲2
係	77	62(▲15)	64(2)	65(1)	68(3)	69(1)	▲8
	*括弧書きは前回改編との比較						*H18.4.1との比較
	各年度、鴨川市定員適正化計画に基づく職員数削減の範囲内において、行政事務の効率的な執行体制を保持しながら、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するための組織改編を実施した。						
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計	
	*	*	*	*	*	*	*
	*						
評価得点	0	1	2	3	4	5	
	未着手	組織の見直しに関する検討を行った。	庁内検討組織を設置した。	関係部署との調整を行った。	組織再編、統廃合を実施した。	効率的な行政組織の構築が図られた。	
補足説明							
担当部署	総務部 総務課						

施策1—2—(1)—②

施策1	効率的な行政運営のために					
2	時代に即応した行政組織の構築					
(1)	効率的な行政組織の整備					
②	職員の適正配置					
実施事項	新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、常に効率的・効果的に施策を展開できる組織・機構への見直しを図る。					
目標	鴨川市定員適正化計画による職員削減を進め、職員の適正配置を図り、効果的・効率的な組織を整備する。					
実施予定	各年度 人事評価の実施等により職員の能力を把握し、能力を育成しつつ効率的・効果的な人員配置を行う。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	異動希望調査実施	→	→	調査項目の見直し。調査実施	→	職員に対し異動希望調査を、所属長に対し人員要望調査を実施し、職員削減が進む中で人事組織体制整備の資料とした。転任試験を実施し技能労務職員の任用替による活用を推進した。公の施設の館長を非常勤職員化した。自己申告による希望降任制度を整備した。
	転任試験実施	→	→	→	→	
		人員要望調査実施	→	→	→	
			市民会館、郷土資料館及び図書館長に非常勤職員を雇用	→	→	
		希望降任制度整備	実施→	→		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	職員の適正配置に関する検討を行った。	取組計画(方針)を策定した。	職員の減数を把握し配置数の見直しを協議した。	職員の配置の見直しを実施した。	効果的・効率的な組織整備となった。
補足説明						
担当部署	総務部 総務課					

施策1—2—(2)—①

施策1	効率的な行政運営のために					
2	時代に即応した行政組織の構築					
(2)	施設の統廃合					
①	小学校の統合					
実施事項	小学校の統合を検討、実施する。					
目標	小学校の統合の年次計画を策定し、住民説明会等実施しながら適正な規模の統合を実施する。					
実施予定	平成18年度 学校規模適正委員会設置、協議、答申 平成19年度 パブリックコメントの実施、統合の計画の決定（公表） 平成20年度以降 住民説明会等、必要な改修工事、統合の実施					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果 平成21年4月、長狭地区の3小学校を統合した長狭小学校を設置した。
	鴨川市学校適正規模検討委員会設置、会議開催					
	同委員会への小中学校の適正規模等についての諮問及び答申					
	長狭地区の小中一貫校の設置を推進する基本方針決定					
	小中一貫校設置に係る説明会	→	→			
			長狭地区小中一貫校整備推進委員会設置、会議開催			
			施設整備	→		
			鴨川市立小学校設置条例の一部を改正する条例可決			
			長狭小学校設置			
				教育の充実		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	検討委員会を設置し検討を行った。	検討委員会の答申を受け統合の計画を策定した。	説明会等を実施した。改修工事を実施した。	小学校を統合した。	適正規模の統合が実現した。
補足説明	<p>統合後、教育内容の充実を図るため、次のような活動を実施した。</p> <p>①小中教職員の兼務（交流）による教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中教員の兼務及び連携により教員の専門性を生かすとともに、きめ細かな指導を実践した。また、中学校教員による小学校における専科・教科担任制を導入し、中学校でつまづきやすい内容について配慮した。 T T（中学校教師と小学校教師で指導）や少人数指導などを通じ分かりやすい、きめ細かな指導を行った。 <p>②9年間の子どもの成長を見通した教育活動を行い、小学校から中学校へのなめらかな接</p>					

	<p>続を図ることにより、安定した学校生活の実現に努めた。</p> <p>③同学年の子どもが増えたことにより、多様な学びの場が設定され、学習場面において、磨きあう場が増え、学習活動が深まった。また、多様な人間関係から豊かな社会性を育んだ。</p> <p>④小中の児童生徒の交流を取り入れた教育活動を実施し、人間関係の幅の拡大に寄与した。</p> <p>⑤地域との連携・交流による教育活動に取り組み、「長狭」の人としてのアイデンティティの確立に努めた。</p>
担当部署	教育委員会 学校教育課

施策1—2—(2)—②

施策1	効率的な行政運営のために					
2	時代に即応した行政組織の構築					
(2)	施設の統廃合					
②	中学校の統合					
実施事項	中学校の統合を検討、推進する。					
目標	中学校の統合の年次計画を策定し、住民説明会等実施しながら適正な規模の統合を実施する。					
実施予定	平成18年度 学校規模適正委員会設置、協議、答申 平成19年度 パブリックコメントの実施、統合の計画の決定（公表） 平成20年度以降 住民説明会、必要な改修工事、統合の実施					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	鴨川市学校適正規模検討委員会設置、会議開催					長狭中学校については、平成21年4月に小中一貫校を設置し、江見中学校と鴨川中学校の統合中学校については、平成22年度までに設置に係る事務を終了し、平成23年4月から新たな鴨川中学校を設置した。
	同委員会への小中学校の適正規模等についての諮問及び答申					
	鴨川中学校と江見中学校の統合中学校の設置及び長狭地区の小中一貫校の設置を推進する基本方針決定					
	小中一貫校設置に係る説明会	→				
		江見・鴨川統合中学校の設置に係る説明会	→	→	→	
			江見・鴨川統合中学校建設検討委員会設置、会議開催	→	→	
			施設整備	→	→	
				小中一貫校設置(長狭中学校)		
			鴨川市立中学校設置条例の一部を改正する条例可決			
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	検討委員会を設置し検討を行った。	検討委員会の答申を受け統合の計画を策定した。	説明会等を実施した。改修工事を実施した。	中学校を統合した。	適正規模の統合が実現した。

補足説明	<p>平成 22 年度末において中学校数に変化はないが、平成 23 年度 4 月から江見中学校と鴨川中学校を統合することにより、中学校は 4 校から 3 校となった。</p> <p>また、江見中学校においては生徒数が減少傾向にあったことから、鴨川中学校と統合することにより、適正な規模の中で、多くの異なった個性や人間性と接しながら、豊かな人間観や社会性を育んでいくことなど、大きな教育効果が期待できる。</p>
担当部署	教育委員会 学校教育課

施策1—2—(2)—③

施策1	効率的な行政運営のために					
2	時代に即応した行政組織の構築					
(2)	施設の統廃合					
③	ごみ処理施設の統合					
実施事項	市内に3か所存在する施設（鴨川清掃センター、天津小湊清掃センター、鴨川市・和田町環境衛生組合）の鴨川清掃センターへの統合を検討、実施する。					
目標	施設の統合の計画等を策定し、住民説明会等実施しながら焼却施設を鴨川清掃センター1か所に統合する。					
実施予定	<p>（平成16年度 鴨川市和田町環境衛生組合の西江見焼却場を平成22年3月をもって廃止することについて覚書を交わした。）</p> <p>平成18年度 環境アセスメント調査の実施</p> <p>平成19年度 精密機能検査の実施</p> <p>平成20年度 住民説明会等の開催、ピット容量等の施設拡充工事</p> <p>平成21年度 鴨川市南房総市環境衛生組合焼却場及び天津小湊清掃センターの廃止、県へ鴨川清掃センター運転時間等変更の届出</p> <p>平成22年度 鴨川清掃センターへの統合</p>					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果 市内に3か所存在した施設（鴨川清掃センター、天津小湊清掃センター、西江見焼却場）について、鴨川清掃センターへの統合を実施した。
		精密機能検査実施				
		環境アセスメント調査実施、縦覧				
		統合計画策定				
		地元説明会		→		
			焼却施設の稼働時間について知事に変更届			
			鴨川清掃センターの施設整備	→	→	
				鴨川市南房総市環境衛生組合の解散及び財産処分に係る協議について可決		
				鴨川市旧鴨川市南房総市環境衛生組合焼却処理施設解体基金条例制定		
				鴨川市南房総市環境衛生組合解散及び西江見焼却場閉鎖	→解体	
			天津小湊清掃センター廃止			
				統合		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					

	0	1	2	3	4	⑤
評価得点	未着手	周辺環境調査を実施し検討を行った。	施設の精密機能検査を実施した。	説明会等を実施した。施設拡充工事を実施した。	鴨川清掃センターへの統合を行った。	時代に即応した施設統合が実現した。
補足説明	<ul style="list-style-type: none"> ・天津小湊清掃センターについては、平成 22 年 2 月末をもってごみの搬入を中止し、3 月中旬をもって焼却炉の稼働を停止し、施設を廃止したが、ごみの持込みについては、許可業者や大量排出者を除き、従前のおり受付を行うこととしたため、搬入されるごみについて、鴨川清掃センターへの移送を継続して実施した。 ・南房総市が管理している最終処分場の維持管理に要する費用については、各々の市が 2 分の 1 ずつ負担し、近隣地域の環境保全に努めているが、今後は当該処分場の方向性について検討を行うこととした。 					
担当部署	市民福祉部 環境課 清掃センター					

施策1—2—(2)—④

施策1	効率的な行政運営のために					
2	時代に即応した行政組織の構築					
(2)	施設の統廃合					
④	学校給食センター調理場の統合					
実施事項	市内に3か所存在する施設（鴨川共同調理場、天津共同調理場、小湊小学校調理場）の鴨川共同調理場への統合を検討、実施する。					
目標	給食の質を確保しつつ、調理場を鴨川共同調理場1か所に統合する。					
実施予定	平成18年度 鴨川共同調理場の増改築実施設計委託 平成19年度 夏休み期間中、施設増築等工事。備品購入 平成20年度 鴨川共同調理場への統合、稼動					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	施設整備	→				市内に3か所存在する施設（鴨川共同調理場、天津共同調理場、小湊小学校調理場）について、平成20年4月、鴨川共同調理場への統合を実施した。
	学校給食センター運営委員会による協議	→				
			鴨川共同調理場への統合、稼動	→	→	
		取組終了				
財政効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	施設統合に伴う検討を行った。	・取組計画（方針）を策定した。 ・実施設計書の執行	改修工事を行った。	鴨川共同調理場への統合を行った。	給食の質を保ち且つ施設統合が実現した。
補足説明						
担当部署	教育委員会 学校教育課 学校給食センター					

施策1—2—(2)—⑤

施策1	効率的な行政運営のために					
2	時代に即応した行政組織の構築					
(2)	施設の統廃合					
⑤	市民ギャラリー機能の他施設への統合					
実施事項	郷土資料館への市民ギャラリー機能の移転を図る。					
目標	郷土資料館への市民ギャラリー機能の移転を実施し、効率的な施設運営を実現する。					
実施予定	市民ギャラリーの彫刻展示室を郷土資料館に移転し、ギャラリー貸室部分は廃止する。 平成18年度 文化施設運営協議会において施設統合を協議 平成19年度 郷土資料館改修工事、(年度末)市民ギャラリー廃止 平成20年度 郷土資料館に機能移転					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	文化施設運営協議会における協議	→				文化施設運営協議会における協議を経た後、市民の意見を踏まえた検討を行った結果、平成19年度において存続することを決定し、取組を中止した。
		調査及び検討				
		存続の決定				
		取組中止				
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	②	3	4	5
	未着手	施設統合に伴う検討を行った。	取組計画(方針)を策定した。	改修工事を行った。	施設統合(機能の移転)を行った。	効率的な施設運営が実現した。
補足説明						
担当部署	教育委員会 生涯学習課					

施策1—2—(3)—①

施策1	効率的な行政運営のために					
2	時代に即応した行政組織の構築					
(3)	幼保一元化の推進					
①	幼保一元化の試行等					
実施事項	幼稚園と保育園の一元化を推進する。					
目標	幼保一元化の推進に関する計画を策定し、年次計画に沿って一元化を実施する。					
実施予定	平成18年度 長狭地区の試行、住民説明会の実施、改修工事 平成19年度 長狭・鴨川・小湊地区の試行、パブリックコメントの実施 平成20年度以降 住民説明会の実施、改修工事					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	鴨川市学校適正規模検討委員会設置、会議開催					長狭地区、小湊地区、鴨川地区及び西条地区において幼保の一元化を実施した。
	同委員会への小中学校の適正規模等についての諮問及び答申					
	西条・鴨川・長狭・小湊の各地区の幼保一元化を推進する基本方針決定					
	保護者説明会	→	→	→	→	
	施設整備	→	→	→	→	
	吉尾地区において幼保一元化を実施	→	→長狭地区に拡大	→	→	
		小湊地区において幼保一元化を実施	→	→	→	
		鴨川地区において幼保一元化を実施	→	→	→	
		西条地区において幼保一元化を実施	→	→		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	検討委員会を設置し検討を行った。	検討委員会の答申を受け一元化の計画を策定した。	説明会等を実施した。改修工事を実施した。	一元化を実施(試行を含む。)した。	適正規模の一元化が実現した。
補足説明	・今後、江見・太海・曾呂地区等における幼稚園の適正配置と幼保一元化について、後期5か年計画に掲げ、アンケートや説明会に取り組んでいくこととした。					
担当部署	教育委員会 学校教育課 市民福祉部 福祉課					

施策1—2—(4)—①

施策1	効率的な行政運営のために						
2	時代に即応した行政組織の構築						
(4)	附属機関等の見直し						
①	附属機関等の見直し						
実施事項	鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針に基づき、附属機関等の見直しを行う。						
目標	指針に基づき、既に設置されている附属機関等については必要性を検証し見直しを行い、新たに設置する機関については設置期間等明らかにし、精査した上で設置する。						
実施予定	指針に基づき、既に設置されている附属機関等については必要性が低下している機関等について合理化（統合、廃止等）し、新たに設置する機関については精査した上で設置する。						
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果	
	「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づく設置及び運営の適正化の推進	→	→	→	→	「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づく設置及び運営の適正化を推進した。	
	設置	6	5	3	4	4	22
	廃止		4	1	2	5	12
合計	41	42	44	46	45	45	
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計	
	*	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤	
	未着手	指針の周知を行った。	附属機関等の状況調査を実施した。	関係部署等に対する指導等調整を行った。	附属機関の見直しを行った。	附属機関の合理化が図られた。	
補足説明	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、設置時には所管課との事前協議を実施し、指針の適正な運用を推進しながら、必要最小限の設置となるよう附属機関等の合理化について検証を加えていくこととする。 引き続き、市政への住民参加をより一層図る観点から、委員の改選時期に合わせて、委員の兼務状況及び長期委嘱者の状況等について、所管課との連携を図りながら効率的な委員の登用に努めるとともに、効果的な会議運営を行うために最適な委員構成となるよう見直しを行うこととする。 						
担当部署	総務部 総務課						

施策1—3—(1)—①

施策1	効率的な行政運営のために					
3	人材育成等の推進					
(1)	人材育成の推進					
①	人材育成に関する基本方針の実施					
実施事項	人材育成に関する基本方針を定め、方針に基づき総合的な人材育成に努める。					
目標	方針に基づき総合的な人材育成に努め、人材育成の観点に立った人事管理に資するとともに職場風土や業務推進プロセスの改善等を促進する。					
実施予定	平成18年度 方針の策定 各年度 方針に基づく人材育成の推進					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	「人材育成基本方針」を策定					「人材育成基本方針」を策定し、職員研修、市長と若手職員との懇談、職業性ストレス調査の実施等に取り組み、職員育成を推進した。転任試験を実施し、技能労務職員の任用替を行うことにより、職員の労働意欲の喚起とともに有能な人材の発掘を行った。
		管理職員研修、メンタルヘルス研修等の研修実施	→	→	→	
		市長と若手職員との懇談実施				
		所属長との面接実施	→	→		
				職業性ストレス調査の実施	→	
転任試験実施	→	→	→	→		
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	④	5
	未着手	職員の育成方針の検討を行った。	方針を制定した。	方針に基づいた計画を実施した。	人材育成の観点に立った人事管理を実施した。	職員の育成が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 総務課					

施策1—3—(2)—①

施策1	効率的な行政運営のために					
3	人材育成等の推進					
(2)	新たな人事評価システムの構築					
①	新たな人事評価システムの構築					
実施事項	人事評価のためのシステムを新たに構築し実施する。					
目標	人事評価のためのシステムを新たに構築し実施することにより、職員の能力を把握し最大限に活用する。					
実施予定	平成18年度 システムの構築 平成19年度 システムの試行 平成20年度以降 システムの実施					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	人事評価制度要綱整備、制度試行	試行→	→	→		人事評価制度を構築し、試行した。目標管理評価、所属長との面接など試行したものの、評価のばらつきが目立つ結果となった。22年度に人事異動時期が7月となったこともあり、通年による評価が不可能となり、22年度には目標管理評価は実施しなかった。
		評価マニュアル作成				
	制度説明会実施	→	→			
		評価者研修実施	→			
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	③	4	5
	未着手	人事評価システムについて検討を行った。	人事評価システムを構築した。	システムを試行し、結果を検証し、修正等を行った。	新たな人事評価システムを構築し実施した。	職員の能力を把握し、最大限の活用が図られた。
補足説明	今後、制度の再構築を図る。					
担当部署	総務部 総務課					

施策2—1—(1)—①

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
1	自主財源の確保					
(1)	市税収入の確保					
①	市税徴収率の向上					
実施事項	毎年度徴収計画を策定し、徴収率の向上を図る。					
目標	(数値目標) 計画期間中、毎年度0.2%の徴収率の向上を図る。					
実施予定	パンフレット等による口座振替勧奨、一斉徴収、全庁臨戸徴収、集中電話催告など各種徴収対策事業を実施するほか、徴収体制の強化を図る。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	毎年度徴収計画を策定し、徴収業務を実施					毎年度徴収計画を策定し、徴収業務を実施した。 徴収率 H17 88.47% H18 91.65% (3.18%) H19 92.50% (0.85%) H20 91.73% (▲0.77%) H21 91.98% (0.25%) H22 91.83% (▲0.15%)
	納税通知書発送時に口座振替依頼書を同封	→	→	→	→	
	全庁体制臨戸徴収の実施	→	→	→	→	
	課内一斉徴収の実施	→	→	→	→	
	税務署との共同納税相談の実施					
	休日納税相談及び休日電話催告の実施	→	→	→	→	
	千葉県との共同滞納整理の実施	千葉県滞納整理推進機構との共同滞納整理の実施	→	→	→	
催告書の発送	→	→	→	→		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	147,441,810	41,529,075	0	12,059,041	0	201,029,926
前年度徴収率による収納額を仮定し、この額との比較による。						
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	徴収事業、計画について検討を行った。	徴収計画を策定した。	徴収計画に基づき事業等を実施した。	徴収率の向上が図られた。	自主財源の確保が図られた。
補足説明	・単年度の徴収率は、前年度と比較して低下した年度があるが、取組開始前年度の平成17年度の徴収率が88.47パーセントであったのに対し、最終年度の平成22年度の徴収率が91.83パーセントであり、取組期間中に3.36パーセント、単年度における単純平均で0.67パーセントの向上があった。					
担当部署	総務部 税務課					

施策2—1—(2)—①

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
1	自主財源の確保					
(2)	受益者負担の適正化					
①	使用料・手数料の定期的な見直し					
実施事項	使用料及び手数料について、少なくとも3年に1度以上の見直し時期を設定する。					
目標	受益者負担の原則の下、使用料及び手数料について、少なくとも3年に1度以上の見直し時期を設定し、自主財源の確保を図る。					
実施予定	平成20年度 使用料及び手数料の見直しの実施 平成21年度 当初予算へ反映					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
		見直しに係る事務要領原案を作成				「使用料・手数料等の見直しに係る基本方針」を策定し、すべての事務事業、施設利用料等について、この基本方針に沿った検証を実施した結果、平成21年度から廃棄物持込処理手数料の額を改定した。
			「使用料・手数料等の見直しに係る基本方針」を策定			
			すべての事務事業、施設利用料等について、基本方針に沿った検証			
		鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例可決	→施行			
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	0	0	0	27,363,550	24,408,480	51,772,030
評価得点	廃棄物持込処理手数料の額の平成20年度決算額との比較					
	0	1	2	3	4	5
	未着手	使用料及び手数料について見直しを検討した。	取組計画(方針)を策定した。	関係部署に対する指導等調整を行った。	見直しを実施した。	自主財源の確保が図られた。
補足説明	・「使用料・手数料等の見直しに係る基本方針」による見直しの周期を3年に1度と定めており、次回の見直しを平成23年度に実施する予定である。					
担当部署	総務部 財政課					

施策2—1—(2)—②

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
1	自主財源の確保					
(2)	受益者負担の適正化					
②	新たな使用料・手数料の検討					
実施事項	新たな使用料及び手数料の検討については、使用料及び手数料の定期的な見直しとともに実施する。					
目標	受益者負担の原則の下、使用料及び手数料について、少なくとも3年に1度以上の見直し時期を設定し、現在無料となっている施設、イベント等の費用徴収等についても徴収を検討し、自主財源の確保を図る。					
実施予定	平成20年度 新たな使用料及び手数料の検討、創設 平成21年度 新たな使用料及び手数料の徴収					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	受益者負担の適正化の観点からの新たな使用料・手数料等の検討	→	→	→	→	「使用料・手数料等の見直しに係る基本方針」を策定し、すべての事務事業、施設の利用等について検証を行うとともに、それまで無料としていた幼稚園での預かり保育費及び食事代、保育園の延長保育費、総合計画頒布代等の費用徴収を実施し、受益者負担の適正化と自主財源確保を図った。
		見直しに係る事務要領原案を作成				
			「使用料・手数料等の見直しに係る基本方針」を策定			
			すべての事務事業、施設利用料等について、基本方針に沿った検証			
	幼稚園での預かり保育費徴収	→	→	→	→	
	幼稚園での預かり保育食事代徴収	→	→	→	→	
	市総合計画書頒布代徴収	→	→	→	→	
		保育園での延長保育費徴収	→	→	→	
	観光ガイドブック掲載料徴収	→	→	→		
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	2,453,200	7,286,500	12,910,950	13,719,900	15,062,750	51,433,300
	平成18年度以降に、実費相当額として新たに徴しているものの決算額					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	新たな使用料及び手数料について検討を行った。	取組計画(方針)を策定した。	関係部署との協議を行った。	使用料及び手数料の創設を行った。	自主財源の確保が図られた。

補足説明	・「使用料・手数料等の見直しに係る基本方針」による見直しの周期を3年に1度と定めており、次回の見直しを平成23年度に実施する予定である。
担当部署	総務部 財政課

施策2—1—(3)—①

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
1	自主財源の確保					
(3)	税外歳入の確保					
①	未利用財産等の処分					
実施事項	未利用財産及び賃貸している財産の売却を積極的に実施する。					
目標	(数値目標) 2700万円の歳入確保を図る。					
実施予定	財産台帳から未利用地を調査し、住宅用地として利用価値のあるものを抽出し市有地と民地との境界を確定させ、未利用地の払い下げを行う。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	未利用地について、処分のための境界確定、登記等	→	→	→	→	
	旧上原教職員住宅跡地処分					
		旧小湊出張所敷地、旧小湊出張所駐車場、旧板橋区教職員住宅跡地、細野堆肥センター敷地、旧引土教職員住宅跡地及び旧砂田団地跡地処分				
			旧ひかり保育所跡地処分			
			竹平字西ノ前未利用財産処分			
					旧浜荻保育所跡地及び国保病院旧職員宿舍跡地処分	
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	5,406,216	20,471,751	9,923,216	439,848	7,228,486	43,469,517
	処分に係る歳入金額(売払金額)から歳出金額(経費)を減じた額					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	未利用財産等の抽出を行った。	調査、鑑定を実施し必要な整備等を行った。	公募・入札を実施した。	未利用財産等の売却を行った。	歳入の確保が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 財政課					

施策2—1—(3)—②

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
1	自主財源の確保					
(3)	税外歳入の確保					
②	有料広告の掲載					
実施事項	有料広告掲載のための要綱等を策定し、市が作成するパンフレット等への掲載を実施する。					
目標	(数値目標) 平成19年度以降、計画期間中に200万円の歳入確保を図る。					
実施予定	平成18年度 ホームページ及び広報紙への広告掲載を検討 平成19年度 広報紙リニューアル、広告掲載の開始 各年度 可能なものから広告掲載を実施					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	ホームページ及び広報紙への広告掲載を決定					ホームページ及び広報紙への広告掲載を実施した。
		「鴨川市有料広告掲載要綱」、「鴨川市広告掲載基準」、「鴨川市広報紙広告取扱要領」及び「鴨川市ホームページ広告取扱要領」を制定				
		ホームページ及び広報紙への広告募集	→	→	→	
	ホームページ及び広報紙への広告掲載	→	→	→		
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	0	1,035,000	1,470,000	1,735,000	1,770,000	6,010,000
	有料広告に係る歳入額					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	広告掲載について検討を行った。	取組計画(方針)を策定した。	広告の募集を実施した。	有料広告の掲載を行った。	歳入の確保が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 財政課					

施策 2—2—(1)—①

施策 2	安定した財政基盤の確立のために																
2	歳出の節減合理化																
(1)	人件費の抑制																
①	職員数の削減																
実施事項	定員適正化計画に基づき、計画的な職員の削減を図る。																
目標	(数値目標) 計画期間中、60人(10.8%)以上の削減を図る。																
実施予定	定年退職者に対し3分の1の職員採用を実施することにより、5年間で60人以上の削減を行う。																
実施結果	H18. 4.1	H19. 4.1	H20. 4.1	H21. 4.1	H22. 4.1	H23. 4.1	結果										
							定年退職者に対し3分の1の職員採用を実施することにより、5年間で60人以上の削減を行った。										
	職員数	556人	528人	509人	501人	498人	495人										
増減		▲28人	▲47人	▲55人	▲58人	▲61人	▲61人										
財政的 効果 (円)	H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		合計						
	259,983,035		150,164,861		49,384,075		▲15,972,281		5,652,734		449,212,424						
評価得点	人件費の前年度との比較																
	0			1			2			3			4			⑤	
未着手			退職予定者の把握を行った。			採用の計画を検討した。			計画に基づき採用を実施した。			計画どおり職員数を削減した。			人件費の抑制が図られた。		
補足説明																	
担当部署	総務部 総務課																

施策2—2—(1)—②

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
2	歳出の節減合理化					
(1)	人件費の抑制					
②	給与の適正化					
実施事項	国や県の動向を勘案しつつ職員給与の適切な運用を図る。					
目標	職員の能力・実績を反映させた給与処遇制度を実現し、職員給与の適切な運用を図る。					
実施予定	給与のあり方について総合的に点検し必要な見直しを図る。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた給料表の改定	→	→	→	→	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた給料表の改定を実施した。
	「鴨川市職員のマネジメントシステム要綱」策定、施行					
		「技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針」策定				
	合併に伴う市町間の給与の格差是正方針を策定	→実施				
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	23,275,916	▲12,938,062	▲13,180,000	54,388,600	44,347,000	95,893,454
評価得点	給与改定による増減					
	0	1	2	3	④	5
未着手	給与改正等について検討を行った。	国、県の人事院勧告の内容を協議した。	国、県の動向を調査、把握した。	国、県に準じ本市における適切な対応を行った。	給与の適正化が図られた。	
補足説明						
担当部署	総務部 総務課					

施策 2-2-(2)-①

施策 2	安定した財政基盤の確立のために					
2	歳出の節減合理化					
(2)	事務事業の見直し					
①	事務事業の見直し					
実施事項	市の実施する事務事業について、市が事業主体となるべきかどうかの検討も含め、常に見直しを行い、再編・整理、廃止、統合を図る。					
目標	事務事業の見直しを行い、一般財源ベースで 12.5%の削減を目標とした歳出削減を図る。					
実施予定	平成 18 年度 事務事業歳出削減方策に関する調査実施 各年度 事務事業の見直し					
実施結果	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	結果
	「鴨川市財政健全化計画」を策定					「鴨川市財政健全化計画」、「事務事業歳出削減方策」等に基づき、事務事業の見直しを実施し、歳出を削減した。また、随意契約の見直しや長期継続契約制度の導入により契約事務の効率化、適正化を図った。
	平成 22 年度までの 5 か年で一般財源ベースにおける 12.5%の削減を目標とした「事務事業歳出削減方策」を全課において作成し、実施	→	→	→	→	
	一般財源ベースで 3%を削減する当初予算編成方針を作成	一般財源ベースで 5%を削減する当初予算編成方針を作成	一般財源ベースで 5%を削減する当初予算編成方針を作成	一般財源ベースで 5%を削減する当初予算編成方針を作成	一般財源ベースで前年度予算額内の当初予算編成方針を作成	
		事業実施に当たり、一般財源充当負担の軽減を図るための新たな特定財源の発掘及び活用策の検証	→	→	→	
		随意契約の見直し	→	→	→	
		「鴨川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」制定、施行	長期継続契約の活用	→	→	
	公共施設の運営体制に係る検証	→				
財政的効果 (円)	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	合計
	7,174,000	173,297,000	▲53,059,000	52,123,000	▲301,610,000	▲122,075,000
	次年度当初予算における一般財源額の当年度との比較					

	0	1	2	3	4	5
評価得点	未着手	見直しを行う事務事業について検討を行った。	取組計画（方針）を策定した。	関係部署との協議・調整を行った。	事務事業の見直しを行った。	事務事業の合理化が図られた。
補足説明	<p>・行政改革の重点項目である小学校及び中学校の統合、ごみ処理施設の統合等、大規模事業の実施に伴い歳出規模が大きくなったため、当初目標としていた一般財源ベースでの削減は達成できていないが、交付金等の確保による一般財源の振替や過疎債、合併特例債を積極的に活用することにより、後年度の財政負担を軽減しつつ、これら大規模事業の実現を可能とし、結果として改革全体の推進に寄与している。</p>					
担当部署	総務部 財政課					

施策2—2—(3)—①

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
2	歳出の節減合理化					
(3)	内部管理的経費の削減					
①	施設・設備等に係る費用の削減					
実施事項	施設・設備等に係る経常経費の削減に努める。					
目標	施設・設備等の維持管理などの経常経費について、職員の節減意識の醸成・保持の一層の促進を行う。					
実施予定	節水、節電、公用車燃料費等について経費の節減対策を検討し実施する。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	本庁舎水道の申込み口径を75mmから50mmに変更	→	→	→	→	各種の経費節減対策を検討し実施するとともに、これら経費節減を組織的に実施するため、平成19年度に「内部管理的経費削減における基本方針」を策定し、経費の節減対策を実施した。
	冷暖房の運転時間の短縮	→	→	→	→	
	照明の消灯	→	→	→	→	
	節電型蛍光灯への数設替え	→	→	→	→	
	エレベーターの部分休止	→	→	→	→	
	公用車の集中管理	→	→	→	→	
	有料道路の使用区域制限	→	→	→	→	
	乗り合わせによる出張	→	→	→	→	
	「内部管理的経費削減における基本方針」を策定					
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	73,600	121,713	▲811,907	989,986	▲623,078	▲249,686
評価得点	施設に係る光熱水費の前年度との比較					
	0	1	2	3	4	5
	未着手	節減対策を検討した。	取組計画(方針)を策定した。	関係部署に節減対策を示し指導・調整を行った。	削減方策を実施した。	経常経費の削減が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 財政課					

施策 2-2-(3)-②

施策 2	安定した財政基盤の確立のために					
2	歳出の節減合理化					
(3)	内部管理的経費の削減					
②	備品・消耗品等に係る経費の削減					
実施事項	備品・消耗品等に係る経常経費の削減に努める。					
目標	物品の購入、役務費などの経常経費について、職員の節減意識の醸成・保持の一層の促進を行う。					
実施予定	備品・消耗品の調達方法、ペーパーレス化の推進等経費の節減対策を検討し実施する。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	事務用品の一括調達による経費節減	→	→	→	→	備品及び消耗品の調達方法を変更することによる経費節減を実施するとともに、これら経費節減を組織的に実施するため、平成19年度に「内部管理的経費削減における基本方針」を策定し、経費の節減対策を実施した。
	コピー機、印刷機の合理的利用及び一括リースへの変更による経費節減	→	→	→	→	
	「内部管理的経費削減における基本方針」を策定					
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	1,378,000	0	0	954,863	0	2,332,863
	備品及び消耗品に係る歳出金額の削減額					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	節減対策を検討した。	取組計画(方針)を策定した。	関係部署に節減対策を示し指導・調整を行った。	削減方策を実施した。	経常経費の削減が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 財政課					

施策2—2—(3)—③

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
2	歳出の節減合理化					
(3)	内部管理的経費の削減					
③	その他の費用の削減					
実施事項	その他の経常経費の削減に努める。					
目標	内部管理的経費については、職員の節減意識の醸成・保持の一層の促進に努める。					
実施予定	外部委託業務の見直し、臨時職員の雇用、Eメール等の活用による郵便料の削減などの費用の削減を行う。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果 「鴨川市財政健全化計画」、「事務事業歳出削減方策」等に基づき、内部管理的経費の削減を実施した。
	「鴨川市財政健全化計画」を策定					
	平成22年度までの5か年で一般財源ベースにおける12.5%の削減を目標とした「事務事業歳出削減方策」を全課において作成し、実施	→	→	→	→	
	一般財源ベースで3%を削減する当初予算編成方針を作成	一般財源ベースで5%を削減する当初予算編成方針を作成	一般財源ベースで5%を削減する当初予算編成方針を作成	一般財源ベースで5%を削減する当初予算編成方針を作成	一般財源ベースで前年度予算額内での当初予算編成方針を作成	
		外部委託業務の見直しの実施	→	受付業務の臨時職員化	→	
		随意契約の見直しの実施	→	→	→	
		郵便事務マニュアルの改定 周知の徹底による郵便料金の削減	→	→	→	
			予算編成に当たり内部管理的経費について準枠配分方式を採用することによる職員の経費節減意識の醸成	→	→	
		Eメールの利用促進による郵便料金の削減	→	→		
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	2,601,000	1,238,865	837,235	1,169,260	605,553	6,451,913
	H18 平成18年度と平成19年度の当初予算における時間外勤務手当及び普通旅費の比較 H19～ 郵便料金に係る前年度歳出金額との比較					

	0	1	2	3	4	5
評価得点	未着手	削減対策を検討した。	取組計画（方針）を策定した。	関係部署に削減対策を示し指導・調整を行った。	削減方策を実施した。	コスト削減が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 財政課					

施策2—2—(4)—①

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
2	歳出の節減合理化					
(4)	公債費負担の抑制					
①	公債費負担の抑制					
実施事項	公債費負担適正化計画を策定し、計画の実行に努める。					
目標	公債費負担適正化計画を策定し、地方債の発行額抑制に努めるとともに、地方債発行に当たっては有利な起債の優先的充当を行う。					
実施予定	平成18年度 鴨川市財政健全化計画及び公債費負担適正化計画策定 各年度 概ね7年間の取組により、公債費負担の抑制を図る。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	「公債費負担適正化計画」を策定					平成18年度に「公債費負担適正化計画」を策定し、併せて緊急性、必要性及び投資効果に応じた事業の取捨選択による市債発行額の抑制、後年度の元利償還時において交付税措置の見込みのある事業債の優先的充当を実施するとともに、平成19年度に「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」を策定し、平成20年度及び21年度の2か年で繰上償還を実施し、公債費負担の抑制を図った。
	緊急性、必要性及び投資効果に応じた事業の取捨選択による市債発行額の抑制	→	→	→	→	
	後年度の元利償還時において交付税措置の見込みのある事業債の優先的充当	→	→	→	→	
	「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」を策定	繰上償還の実施	→			
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	負担の抑制に向けた検討を行った。	計画(方針)を策定した。	事業を取捨選択し地方債の発行額を低減した。	その他負担抑制策を実施した。	公債費負担の抑制が図られた。
補足説明	行政改革の重点項目でもある統合中学校建設事業、ごみ処理施設整備事業等、大規模事業の実施により市債発行額は大幅な増加となっているものの、合併特例債、過疎債の積極的な活用を図ることにより後年度の実質的な公債費負担を抑制しつつ、改革の推進が図られた。					
担当部署	総務部 財政課					

施策 2—2—(5)—①

施策 2	安定した財政基盤の確立のために					
2	歳出の節減合理化					
(5)	補助金等の見直し					
①	補助金等の見直し					
実施事項	補助金等を見直すためのガイドラインを策定し、これに沿った見直しを実施する。					
目標	補助金等を見直し、整理・合理化を行う。					
実施予定	平成 18 年度 鴨川市財政健全化計画を策定。補助金等のガイドラインを策定 平成 19 年度 補助金等の見直しの実施					
実施結果	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	結果
	「鴨川市補助金等に関する基本指針」を策定					平成 18 年度に「鴨川市補助金等に関する基本指針」、平成 21 年度に「補助金等の見直しに関するガイドライン」を策定し、これらに沿った補助金の見直しを実施し、次年度予算に反映させた。特に「補助金等の見直しに関するガイドライン」によって、整理、合理化のための「補助金等の交付審査基準」及び「補助金等の交付見直し基準」を明らかにした。
		基本指針に沿った次年度予算の編成	→			
				「補助金等の見直しに関するガイドライン」を策定		
			ガイドラインに沿った次年度予算の編成	→		
財政的効果 (円)	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	合計
	0	20,078,000	34,259,000	57,632,000	54,722,000	166,691,000
	補助金及び交付金のうち、団体等運営補助等の額に係る平成 18 年度決算額との比較					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	補助金等の見直しについて検討を行った。	ガイドラインを制定した。	ガイドラインに基づき関係部署に対し指導・調整を行った。	見直しを実施した。	補助金等の整理・合理化が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 財政課					

施策2—3—(1)—①

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
3	公営企業等の改革					
(1)	水道事業の経営健全化					
①	水道事業の経営健全化					
実施事項	水道事業の経営健全化を実現する。					
目標	より一層の計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画を策定するとともに業績評価の実施に取り組む。					
実施予定	平成18年度 鴨川市水道事業運営委員会に付議し中期経営計画を策定 各年度 計画の実施					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	「鴨川市水道事業中期経営計画」を策定					平成18年度に「中期経営計画」を策定し、計画に基づく取組を平成19年度から毎年度実施し経営健全化を図った。
		「鴨川市水道事業中期経営計画」を実施	→	→	→	
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	経営健全化に向けた検討を行った。	経営計画を策定した。	計画を実施した。	業績評価を実施した。	経営健全化が図られた。
補足説明	中期経営計画に基づく取組の結果					
		平成17年度	平成22年度	増減		
	給水原価(円)	269.83	255.82	▲14.01		
供給単価(円)	267.50	268.06	0.56			
担当部署	水道局					

施策2—3—(2)—①

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
3	公営企業等の改革					
(2)	病院事業の方向性の検討					
①	病院事業の方向性の検討					
実施事項	診療内容など、今後の事業の在り方を総合的に検討し、計画期間中に方向を決定する。					
目標	病院の経営改革を図り、経営改善を推進する。					
実施予定	平成18・19年度 検討委員会において検討を実施 鴨川市立国保病院経営改革検討委員会において病院の方向性を検討し、答申としてまとめ、答申を遂行するための実施計画を作成し、鴨川市立国保病院運営協議会に諮り、経営改革を行う。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	鴨川市立国保病院経営改革検討委員会の設置及び会議開催	→				平成18年度に検討委員会を設置し、検討を行った。その後、平成20年度に「鴨川市立国保病院改革プラン」を策定し、平成21年度からこのプランに基づいた改革に着手した。
			鴨川市立国保病院経営会議の設置及び会議開催			
			「鴨川市立国保病院改革プラン」を策定			
			「鴨川市立国保病院改革プラン」を実施	→		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	検討委員会を設置し検討を行った。	検討委員会の答申を受け計画を策定した。	運営協議会において協議を重ね、方向性等が定まった。	関係機関と協議・調整を行った。	経営改革が行われた。
補足説明	・鴨川市立国保病院改革プランによる取組期間が平成21年度から平成25年度までであるため、今後、引き続き、同プランによる取組を実施し、経営改善を推進することとした。					
担当部署	国保病院					

施策2—3—(3)—①

施策2	安定した財政基盤の確立のために					
3	公営企業等の改革					
(3)	第三セクターの検討					
①	第三セクターの検討					
実施事項	株式会社鴨川マリン開発の在り方について見直しを実施する。					
目標	完全民営化を含めた見直しを行う。					
実施予定	第三セクターの今後のあり方について、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直しを実施する。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	マリーナの運営	→	→	→	→	
		共同出資者である鴨川市漁業協同組合との共通理解の促進	→	→	→	
			共同出資者である鴨川市漁業協同組合と引き続き現行の体制で運営することを確認	→	→	共同出資者である鴨川市漁業協同組合と協議を行った結果、引き続き現行の体制で運営することとした。
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	0	0	0	0	0	0
評価得点	0	①	2	3	4	5
	未着手	在り方について検討を行った。	取組計画(方針)を策定した。	関係機関と協議・調整を行った。	体制づくりに向け、関係機関の合意形成が図られた。	見直しが行われた。
補足説明	・今後の鴨川マリン開発の在り方については、事業内容・経営状況・財務状況等を確認したうえで、各関係機関との協議を実施し、方向性を検討していくこととした。					
担当部署	建設経済部 産業振興課					

施策3—1—(1)—①

施策3	住民自治の一層の向上のために					
1	市民の利便性の向上					
(1)	市政に関する情報提供の充実					
①	バランスシート等の公表					
実施事項	バランスシートや行政コスト計算書等、市の財政状況をわかりやすい指標等を用い、積極的に公表し、市民の利便性の向上に努める。					
目標	バランスシートや行政コスト計算書の公表のほか、財政事情の公表に当たっては、わかりやすい内容で積極的に公表する。					
実施予定	財政事情の公表に当たって、住民にわかりやすい様式を検討し実施する。積極的に公表を行う。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	グラフ等本市独自の説明資料の添付による、分かりやすい資料の調整	→	→	→	→	グラフ等本市独自の説明資料の添付による、分かりやすい資料を調整するとともに、市政情報コーナーへの配架、プレス発表、広報紙やホームページへの掲載などによる積極的な公表を実施した。
	市政情報コーナーへの配架、プレス発表、広報紙やホームページへの掲載などによる積極的な公表	→	→	→	→	
		中長期的な財政収支推計の作成及び公表	→	→	→	
		実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率並びに公営企業の資金不足比率の公表	→	→		
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
評価得点	0	1	2	3	④	5
	未着手	公表データの精査を行った。	公表の内容・方法を検討した。	公表を実施した。	わかりやすい内容で積極的に公表した。	市民の利便性の向上が図られた。
補足説明	・今後、新地方公会計制度に即したバランスシートほか財務諸表の作成及び公表を進めていくとともに、住民にわかりやすい言葉や表現による予算、決算等の資料の作成を検討する。					
担当部署	総務部 財政課					

施策3—1—(1)—②

施策3	住民自治の一層の向上のために					
1	市民の利便性の向上					
(1)	市政に関する情報提供の充実					
②	市議会中継システムの整備					
実施事項	市議会中継システムの整備を行い、市民の利便性の向上に努める。					
目標	インターネット等を利用して、市議会の映像を公共施設へ発信するシステムの整備を図る。					
実施予定	システムの有用性について検証し、市議会中継システムの整備について、議会運営委員会に提案し、検討を行い、議員の了承を得る。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	基礎調査実施					平成22年第1回鴨川市議会定例会から中継を実施した。
		市議会議会運営委員会による先進地調査及び議員全員協議会における説明				
			整備に係る基本的事項の決定			
				施設整備		
			中継実施	→		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	有用性について検討した。	取組計画(方針)を策定した。	システム整備を行った。	中継を実施した。	市民の利便性の向上が図られた。
補足説明	中継実施の状況					
	会議		中継実施日数(日)		アクセス件数(件)	
	平成22年第1回市議会定例会		6		237	
	平成22年第2回市議会定例会		4		122	
	平成22年第3回市議会定例会		4		162	
	平成22年第4回市議会定例会		5		145	
	平成23年第1回市議会定例会		4		215	
	平成22年第1回市議会臨時会		1		7	
平成22年第2回市議会臨時会		1		16		
合計		25		904		
担当部署	議会事務局					

施策3—1—(1)—③

施策3	住民自治の一層の向上のために					
1	市民の利便性の向上					
(1)	市政に関する情報提供の充実					
③	ホームページ及び広報紙の掲載内容等の充実					
実施事項	ホームページ及び広報紙の掲載内容等を充実し、市民の利便性の向上に努める。					
目標	市民の立場に立ち、知りたい情報をわかりやすく掲載する。高齢者や障害者に配慮した掲載方法を検討し実施する。					
実施予定	ホームページ及び広報紙のリニューアルを実施する。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	【広報紙】					ホームページ及び広報紙のリニューアルを実施した。
	近隣自治体調査					
	方向性決定					
		リニューアル発行(A4判カラー刷り)	→	→	→	
	【ホームページ】					
	掲載内容更新	→	→	→	→	
	問い合わせフォーム更新					
			広告掲載システム更新			
			広告掲載欄増設			
		最新情報、アクセスランキング追加				
		動画掲載システム追加				
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	リニューアルする内容について検討した。	方向性を決定した。	リニューアルに向けた調整等を行った。	リニューアルを行った。	市民の利便性の向上が図られた。
補足説明	<p>・広報紙については、市民目線に立った紙面づくりを基本に、重要施策やお知らせ情報など、表や写真などを多く取り入れながら、内容の充実を図るとともに見やすく、わかりやすい紙面とした。また、高齢者や障害者に読みやすい紙面とするため、表を多く活用したり、見出しや記事の文字サイズを大きくした。このほか、市民に親しまれる広報紙となるよう、A4判カラー刷りの特性を生かし、表紙・裏表紙に魅力ある写真と多くの市民を掲載した。</p> <p>・また、市ホームページについては、東日本大震災の発生に伴い、緊急情報等を市民が速やかに収集できるようトップページに緊急災害情報コーナーを設け、内容の充実を図った。このほか、広告枠を6枠から10枠にシステム改修したことにより、市の財源確保と地域経済の活性化に資することができた。また、さまざまなシステム変更により、閲覧者にとって見やすいホームページへと改修され、その結果、アクセス数が増加した。トップページへのアクセス数をみると、平成22年度は340,836件のアクセスがあり、平成20年度のアクセス数252,127件と比較すると約1.35倍の増加となった。</p>					
担当部署	総務部 秘書広報課					

施策3—1—(2)—①

施策3	住民自治の一層の向上のために					
1	市民の利便性の向上					
(2)	市税等の納付場所の拡大の検討					
①	市税等の納付場所の拡大の検討					
実施事項	郵便局における窓口収納科目の拡大を図るとともにマルチペイメント（パソコン、携帯電話等の手段を利用した納付が可能となる仕組み）導入について検討を行う。					
目標	納付者の利便性の向上に資するため、市内のコンビニエンスストア等でも納付できるようにするなど、納付場所の拡大を図る。					
実施予定	平成18年度 口座振替の積極的な推進及び郵便局における窓口収納科目の拡大を図る。 平成19年度 マルチペイメント、コンビニ収納等について調査・検討する。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	口座振替の促進					郵便局における収納科目の拡大を図るほか、クレジット収納等新たな収納方法の検討を行った。
	郵便局における収納科目拡大のための検討					
		郵便局における収納科目拡大のための準備				
			郵便局における収納科目拡大	→	→	
	クレジット収納等新たな収納方法の検討	→	→	→		
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
評価得点	0	①	2	3	4	5
	未着手	納付場所の拡大について検討を行った。	取組計画（方針）を策定した。	関係機関との協議・調整を行った。	市税等の納付場所が拡大した。	市民の利便性の向上が図られた。
補足説明	・マルチペイメント、コンビニ収納等については、調査の結果、その必要性や有効性が認められたものの、初期導入費用及び費用対効果の観点から現時点での導入は困難であり、市民の利便性向上、費用対効果等を踏まえ、今後、引き続き検討することとした。					
担当部署	会計課					

施策3—1—(3)—①

施策3	住民自治の一層の向上のために							
1	市民の利便性の向上							
(3)	電子自治体の推進							
①	電子自治体の推進							
実施事項	電子自治体を推進し、市民の利便性の向上に努める。							
目標	「情報化推進計画」に基づき、行政手続のオンライン化や住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利用促進に取り組み、住民サービスの向上及び業務の効率化に努める。							
実施予定	計画に基づいた推進を行う。							
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果		
	【生活安全情報提供システムの整備】							
	導入に係る検討	安全・安心メール配信	→	→	→		情報化推進計画に基づき、各種システムの整備や情報機器の更新事業等を実施した。また、安全・安心メールの配信や市議会インターネット中継の開始により市民の利便性の向上を図った。	
	【映像情報提供システムの整備】							
	導入に係る検討	動画が掲載できるようにホームページ編集システムを改良	市議会のインターネット中継を開始	→	→			
	【校内LANの整備】							
	導入に係る検討	→	→	校内LAN整備				
	【人事給与管理システムの整備】							
		導入に係る検討	→	人事給与管理システム構築				
	【総合保健福祉システムの整備】							
導入に係る検討	→	→	総合保健福祉システム構築	→				
【行政情報ネットワーク環境の拡充】								
導入に係る検討	本庁・天津小湊支所間のネットワーク回線の改善	導入に係る検討	→	市内各幼稚園の情報ネットワーク接続				
【情報機器等更新事業の実施】								
・市民利用端末機更新 ・基幹系端末機更新		・総合行政ネットワーク（LGWAN）サービス提供設備更新 ・住民記録端末機更新 ・イントラネットサーバ更新 ・イントラネット端末機更新	・住基ネットサーバ更新 ・イントラネットワーク機器更新 ・イントラネット端末機更新	・イントラネットサーバ更新 ・イントラネット端末機更新				

	【基幹系システムの改善】					
	・後期高齢者医療システム構築 ・特定健診等データ管理システム構築	・住民税システム更新	・住民記録系システム更新（住民票、印鑑、年金、教育、選挙等） ・国民投票名簿調整システム構築	・税系システム更新（固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、収納管理、介護保険料等） ・子ども手当システム構築 ・財務会計システム更新		
	【情報セキュリティポリシー運用の実践】					
	情報セキュリティポリシー全面改訂	情報セキュリティポリシー実施手順作成	→	→	→	
	【職員の情報リテラシー向上対策の実践】					
	職員情報化研修会実施	e-ラーニングによる情報セキュリティ研修実施	→	→	→	
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	情報化推進に向けた検討を行った。	取組計画（方針）を策定した。	計画に基づく施策を実施した。	電子自治体の推進が図られた。	市民の利便性の向上が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 総務課					

施策3—2—(1)—①

施策3	住民自治の一層の向上のために					
2	市民参加による市政の推進					
(1)	パブリックコメント制度の導入					
①	パブリックコメント制度の導入					
実施事項	パブリックコメント制度（住民生活に密接に関連する計画や条例等を、策定過程において市民に公表し、意見を徴する制度）を確立し、実施する。					
目標	市民の意見を市政に反映させるため、制度を確立し実施する。					
実施予定	パブリックコメント手続実施要綱を制定・実施し、制度を確立する。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	制度導入に係る検討					パブリックコメント制度を導入し、10件について制度を実施した。
		「鴨川市パブリックコメント手続実施要綱」を制定				
		1件実施				
			2件実施			
				3件実施		
				4件実施		
財政的効果 (円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	④	5
	未着手	対象とする範囲について検討した。	要綱を制定した。	制度を実施した。	制度の定着が図られた。	市民参加による市政の推進が図られた。
補足説明	・制度実施後、意見の応募の実績から、制度の定着が図られつつあるが、案件によっては、専門分野であることから、意見を提出することが困難なものもあるため、今後、引き続き、制度の定着に努めるとともに、住民にわかりやすい政策の提案や多様な方法での周知に努めることとする。					
担当部署	総務部 総務課					

施策3—2—(2)—①

施策3	住民自治の一層の向上のために					
2	市民参加による市政の推進					
(2)	附属機関等の透明性の確保					
①	附属機関等の委員の公募及び会議の公開の推進					
実施事項	附属機関等の委員の公募及び会議の公開を推進する。					
目標	附属機関等の設置及び運営等に関する指針に基づき、委員の公募及び会議の公開を積極的に推進する。					
実施予定	関係部署に対し、会議を公開するに当たっての住民周知、会議録の公開等を行うよう指導する。委員の公募を推進する。					
実施結果	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	結果
	「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づく会議の公開及び委員の公募の実施	→	→	→	→	「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づく会議の公開及び委員の公募を実施するとともに、前年度の会議の公開及び委員の公募の状況について、「鴨川市附属機関等の運用状況」を作成し、ホームページで公開した。
	前年度の会議の公開及び委員の公募の状況について、「鴨川市附属機関等の運用状況」を作成し、ホームページで公開	→	→	→	→	
	会議公開	23 機関	20 機関	21 機関	23 機関	21 機関
傍聴者数	23 人	3 人	12 人	2 人	16 人	56 人
委員公募	2 機関	1 機関	1 機関	3 機関	2 機関	9 機関
財政的効果(円)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
	*	*	*	*	*	*
	*					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	指針の周知を行った。	会議の公開又は委員の公募を行った。	指針の運用状況を調査・把握し、結果を公表した。	会議の公開又は委員の公募を積極的に推進した。	附属機関等の透明性の確保が図られた。
補足説明						
担当部署	総務部 総務課					

資料

1 鴨川市行政改革大綱実行評価実施要領

第1 この要領の目的

この要領は、鴨川市行政改革大綱（以下「大綱」という。）の実効性を確保するため、行政改革の実施状況を客観的に評価するための実行評価の手法を定めることを目的とする。

第2 実行評価の基本的な考え方

行政改革は、本市行財政の改革を目的とすることに鑑み、その実行評価に当たっては、大綱に掲げられた事項（以下「改革項目」という。）の進行管理、達成度、直接的効果の測定に重点を置くものとし、その具体的手法は、市民に理解を得られやすいものとなるよう、簡便な方法によるものとする。

第3 実行評価の実施機関

大綱の実行評価は、行政改革推進本部において行い、市民有識者等で構成する諮問機関（以下「行政改革推進委員会」という。）において、その承認を得るものとする。

第4 実行評価の具体的方法等

- 1 実行評価は、改革項目ごとに、その改革項目の目標とする事項の達成度、具体的な効果を別表に掲げる「**行政改革実行評価評価基準**」により、改革の段階ごとに計数化することにより行うものとする。
- 2 実行評価は、各年度終了後に実施し、議会への報告はもとより、市のホームページや広報紙等で公表するものとする。

第5 財政的効果の把握

財政的効果の把握は、毎年度の実行評価の際に、改革項目ごとに可能な限り具体的な数値を算出して行うものとする。

第6 実行評価の時期の特例

実行評価は、毎年度実施するもののほか、市長又は行政改革推進委員会が必要と認めたときは、随時これを行うことができる。

第7 この要領の終期

この要領の終期は、市長が決定する。

行政改革実行評価評価基準

1 改革項目の配点表

（配点の考え方）

- ① 配点に当たっては、改革事項の軽重は勘案せず、1項目につき最高5点を付与するものとする。
- ② 評価は、「**2 項目別採点表**」により、それぞれの改革項目の取組状況及びその効果について、実施計画期間の5年間を1期間として評価するものとする。

改 革 項 目				配点
施策1 効率的な行政運営のために	1 民間活力導入の推進	(1) 民間委託の推進	① 廃棄物の収集業務	5
			② 学校給食センター調理場の調理、配送業務 (統合については1-2-(2)-④)	5
			③ その他の事務事業	5
		(2) 指定管理者制度の活用	① 指定管理者制度の活用	5
			(3) 民営化の推進	① 浄化槽清掃業務並びに浄化槽汚泥等の収集運搬業務
		② 集会施設及び青年館の地域への移譲		5

	2 時代に即応した行政組織の構築	(1) 効率的な行政組織の整備	① 行政組織の見直し	5	
			② 職員の適正配置	5	
		(2) 施設の統廃合	① 小学校の統合	5	
			② 中学校の統合	5	
			③ ごみ処理施設の統合	5	
	(3) 幼保一元化の推進	① 幼保一元化の試行等	5		
		(4) 附属機関等の見直し	① 附属機関等の見直し	5	
	3 人材育成等の推進	(1) 人材育成の推進	① 人材育成に関する基本方針の実施	5	
		(2) 新たな人事評価システムの構築	① 新たな人事評価システムの構築	5	
	施策2 安定した財政基盤の確立のために	1 自主財源の確保	(1) 市税収入の確保	① 市税徴収率の向上	5
(2) 受益者負担の適正化				① 使用料・手数料の定期的な見直し	5
② 新たな使用料・手数料の検討			5		
(3) 税外歳入の確保		① 未利用財産等の処分	5		
		② 有料広告の掲載	5		
2 歳出の節減合理化		(1) 人件費の抑制	① 職員数の削減	5	
			② 給与の適正化	5	
		(2) 事務事業の見直し	① 事務事業の見直し	5	
			(3) 内部管理的経費の削減	① 施設・設備等に係る費用の削減	5
				② 備品・消耗品等に係る経費の削減	5
		③ その他の費用の削減	5		
		(4) 公債費負担の抑制	① 公債費負担の抑制	5	
(5) 補助金等の見直し		① 補助金等の見直し	5		
3 公営企業等の改革		(1) 水道事業の経営健全化	① 水道事業の経営健全化	5	
		(2) 病院事業の方向性の検討	① 病院事業の方向性の検討	5	
		(3) 第三セクターの検討	① 第三セクターの検討	5	

施策3 住民自治の一層の向上のために	1 市民の利便性の向上	(1) 市政に関する情報提供の充実	① バランスシート等の公表	5	
			② 市議会中継システムの整備	5	
			③ ホームページ及び広報紙の掲載内容等の充実	5	
			(2) 市税等の納付場所の拡大の検討	① 市税等の納付場所の拡大の検討	5
			(3) 電子自治体の推進	① 電子自治体の推進	5
	2 市民参加による市政の推進		(1) パブリックコメント制度の導入	① パブリックコメント制度の導入	5
			(2) 附属機関等の透明性の確保	① 附属機関等の委員の公募及び会議の公開の推進	5
				200	

2 項目別採点表

略（項目別採点表は「個表」にそれぞれ掲載しているため省略）

2 鴨川市行政改革推進本部設置要綱（平成 17 年鴨川市告示第 182 号）

（設置）

第 1 条 行政改革の推進を図るため、鴨川市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）本市の行政改革に係る大綱、指針等の策定及び実施に関すること。
- （2）その他行政改革に係る重要事項に関すること。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は総務部長、市民福祉部長、建設経済部長及び教育次長並びに総務部総務課長、企画政策課長、財政課長及び議会事務局長とする。

4 本部長は、推進本部を統括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順序は、第 2 項の順とする。

（会議）

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。

（庶務）

第 5 条 推進本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日鴨川市告示第 30 号）

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により本市の収入役がなお従前の例により在職する場合においては、第 1 条の規定による改正前の鴨川市郵便局への事務委託に伴う関係様式及び公印に関する規程別表及び第 2 条の規定による改正前の鴨川市行政改革推進本部設置要綱第 3 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第 2 条の規定による改正前の鴨川市行政改革推進本部設置要綱第 3 条第 2 項中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成 20 年 11 月 28 日鴨川市告示第 115 号）

この告示は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日鴨川市告示第 52 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日鴨川市告示第 93 号）

この告示は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 22 日鴨川市告示第 83 号）

この告示は、公示の日から施行する。

3 鴨川市行政改革推進委員会設置要綱（平成 17 年鴨川市告示第 236 号）

（設置）

第 1 条 行政改革の推進に市民の意見を反映させるとともに、その実効性を確保するため鴨川市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問を受け、本市の行政改革に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1）市議会議員 3 名

（2）識見を有する者 7 名

3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し会長が議長となる。

2 委員会は、事情聴取等必要があると認めるときは、市長に対して関係職員の委員会への出席を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第 6 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 10 月 17 日から施行する。

4 鴨川市行政改革推進委員会委員名簿（敬称略）

平成 19 年 9 月 3 日から

	氏 名	備 考
会長	刈込 勝利	市議会議員
副会長	嶋津 辰次郎	民間有識者
委員	西川 和広	市議会議員
	渡辺 訓秀	市議会議員
	佐々木 敏	民間有識者
	末吉 一夫	民間有識者
	村松 智子	民間有識者
	安川 正巳	民間有識者

平成 22 年 8 月 25 日から

	氏 名	備 考
会長	嶋津 辰次郎	民間有識者
副会長	渡辺 訓秀	市議会議員
委員	西川 和広	市議会議員
	谷 一浩	市議会議員（新たに委嘱）
	佐々木 敏	民間有識者
	末吉 一夫	民間有識者
	村松 智子	民間有識者
	安川 正巳	民間有識者

*任期は、委嘱の日から計画期間における評価の承認が終了する日まで。

5 行政改革に係る経過（評価関係）

期 日	内 容
平成 18 年 3 月 22 日	鴨川市行政改革大綱及び実施計画を策定
19 年 5 月 14 日	平成 19 年度第 1 回鴨川市行政改革推進本部会議 ・行政改革大綱に係る実行評価について及び鴨川市行政改革推進委員会委員の公募について協議・決定
16 日	鴨川市行政改革大綱実行評価実施要領を制定
8 月 13 日	平成 19 年度第 2 回鴨川市行政改革推進本部会議 ・行政改革大綱に係る実行評価（平成 18 年度の成果）について協議・決定
9 月 3 日	平成 19 年度第 1 回鴨川市行政改革推進委員会会議 ・委員委嘱 ・行政改革大綱に係る実行評価（平成 18 年度の成果）について承認
20 年 8 月 12 日	平成 20 年度第 1 回鴨川市行政改革推進本部会議 ・行政改革大綱に係る実行評価（平成 19 年度の成果）について協議・決定
20 日	平成 20 年度第 1 回鴨川市行政改革推進委員会会議 ・行政改革大綱に係る実行評価（平成 19 年度の成果）について承認
21 年 8 月 7 日	平成 21 年度第 1 回鴨川市行政改革推進本部会議 ・行政改革大綱に係る実行評価（平成 20 年度の成果）について協議・決定
9 月 25 日	平成 21 年度第 1 回鴨川市行政改革推進委員会会議 ・行政改革大綱に係る実行評価（平成 20 年度の成果）について承認
22 年 8 月 9 日	平成 22 年度第 1 回鴨川市行政改革推進本部会議 ・行政改革大綱に係る実行評価（平成 21 年度の成果）について協議・決定
25 日	平成 22 年度第 1 回鴨川市行政改革推進委員会会議 ・委員委嘱 ・行政改革大綱に係る実行評価（平成 21 年度の成果）について承認
23 年 6 月 28 日	平成 23 年度第 1 回鴨川市行政改革推進本部会議 ・行政改革大綱に係る実行評価（全体の成果）について協議 ・次期行政改革について協議
8 月 12 日	平成 23 年度第 2 回鴨川市行政改革推進本部会議 ・行政改革大綱に係る実行評価（全体の成果）について協議・決定
24 日	平成 23 年度第 1 回鴨川市行政改革推進委員会会議 ・行政改革大綱に係る実行評価（全体の成果）について承認